

お知らせ

65歳以上の方の介護保険料が変わります

介護課介護保険係（ゆとろ内・☎23 - 3029）

町では3年ごとに介護保険料の見直しを行っており、令和6年度から65歳以上の方が支払う介護保険料が変更になります。

今後3年間において、介護保険サービスの利用者が増えるなど、利用料の増加が見込まれますが、低所得者の介護保険料の上昇を抑制するため所得段階

を10段階から13段階に変更し、被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう算定しました。

65歳以上の方には令和6年度の介護保険料段階と保険料の年額を記載した決定通知書を7月中旬に送付します。

令和6年度から令和8年度の介護保険料（65歳以上の方）

対象者		保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285	1万8,810円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.485	3万2,010円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685	4万5,210円
第4段階	世帯内に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	5万9,400円
第5段階 (基準額)	世帯内に町民税課税者がいて、本人が町民税非課税で、80万円を超える方	基準額	6万6,000円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	7万9,200円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	8万5,800円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	9万9,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	11万2,200円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	12万5,400円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	13万8,600円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	15万1,800円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	15万8,400円

お知らせ

今年の健診日はお決まりですか？

特定健診・がん検診

保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23-4044）

健診は病気予防や早期発見、健康づくりに役立ちます。忘れないうちに申し込んで、今年も必ず受けましょう。1年間の健診日程は当別健診日よりや町HPで確認できます。受診日の1週間前までに電話、町HPまたは下記QRコードから申込みください。



検査内容・対象年齢・料金

健診	検査内容	対象年齢	料金	
			当別町 国保の方	一般の方
フレッシュ健診	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質・血糖・肝機能・尿酸・腎機能・貧血）	18歳～39歳	1,000円	1,500円
特定健診	上記と同様のほか、心電図	40歳～74歳の国保加入者	700円	—
基本健診		40歳以上の生活保護世帯の方	—	無料
肝炎ウイルス検診	血液検査（B・C型肝炎検査）	検査を受けたことのない40歳以上の方	300円	600円
骨粗しょう症検診	骨密度測定	30・35・40・45・50・55・60歳の女性（令和6年4月1日現在の年齢）	300円	500円
胃がん	バリウム検査	50歳～	900円	1,600円
	内視鏡検査		3,000円	3,000円
肺がん	胸部レントゲン撮影 （必要者に喀たん検査）	40歳～	300円	500円
			650円	1,000円
大腸がん	便潜血検査（2日分）		500円	800円
子宮頸がん	細胞診 （必要者に体部がん検診）	20歳～	1,000円	1,800円
			450円	800円
乳がん	マンモグラフィ	40歳～49歳（マンモ2方向）	1,200円	2,200円
		50歳～（マンモ1方向）	1,050円	1,900円

※生活保護世帯の方は無料。胃、子宮、乳がんの検診は2年に1回です。

※オプションとしてピロリ菌検査が受けられます（有料）。詳しくは申込みの際に問合せください。

集団健診・バス送迎健診日程

	日程	会場 集合場所	受付時間	フレッ	特定	基本	肝炎	骨粗	胃※	肺	大腸	子宮	乳
				ッシュ	健診	健診	検診	しょう	がん	がん	がん	頸	がん
集団健診 	6月4日（火）	ゆとろ	7時～10時	●	●	●	●	—	●	●	●	—	—
	6月5日（水）			●	●	●	●	—	●	●	●	—	—
	6月30日（日） 女性限定		7時～11時	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●
			12時45分～14時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
	7月11日（木）	西コミ	7時～10時	—	—	—	—	—	●	●	●	—	—
	7月12日（金）	ゆとろ		—	—	—	—	—	●	●	●	—	—
バス 送迎健診 	5月22日（水）	西コミ	8時 （バス出発）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	7月9日（火）	ゆとろ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	7月26日（金）	西コミ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※胃がん：集団健診ではバリウム検査のみ

令和6年度

軽自動車税種別割について

税務課税務係（☎ 23 - 2332）

原動機付自転車（125cc以下）
二輪車（125cc超）・小型特殊自動車等

種別	年税額	
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	2,000円
	50cc以下	2,000円
	90cc以下（51～90cc）	2,000円
	125cc以下（91～125cc）	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	250cc以下（126～250cc）	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
専ら雪上を走行するもの		3,000円
導車体		3,600円

軽自動車（三輪および四輪以上）

最初の新規検査（新車として新規に受ける車検）の年月日によって税率（年税額）が変わります。

種別	税率（年税額）			
	平成23年4月1日から平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	平成23年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	
三輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用 家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用 家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

グリーン化特例（軽課）措置

環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課税率が適用されます。軽課税率の対象となるのは、令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に新車新規登録された、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽課税率が適用されるのは、今年度限りで、次年度以降は標準税率になります。軽課税率の区分要件等の詳細は問合せください。

<軽課税率>

区分	標準税率の年税額	軽課税率が適用される場合の年税額		
軽減率	—	概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
三輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用 家用	1万800円	2,700円	軽課税率対象外
	乗用 営業用	6,900円	1,800円	3,500円 5,200円
	貨物用 家用	5,000円	1,300円	軽課税率対象外
	貨物用 営業用	3,800円	1,000円	

軽自動車税種別割の減免申請

対象の方

障がいのある方または障がいのある方と生計を一にする方が、通院等のために使用する車両（普通自動車の減免との併用は不可）。生計を一にする方が所有する場合や障がいのある方を常時介護する方が運転する場合なども、減免が受けられる場合があります。

その他

手帳の級別によっては減免が受けられない場合があります。また、申請期限を過ぎた場合は、令和6年度の減免を受けることはできません。詳しくは税務係まで問合せください。

令和6年度 納税通知書発送予定日 5月1日（水）
令和6年度 納期限（減免申請期限）5月31日（金）
<必要書類>①減免申請書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③減免を受ける車両の車検証 ④運転する方の運転免許証 ⑤軽自動車税種別割納税通知書 ⑥減免を受ける車両の車検証記録事項（電子車検証をお持ちの場合）